

昨年12月の市議会で「留萌市情報公開条例」が制定され、今年4月から留萌市にも情報公開制度が始まることになりました。

今、市役所では、4月に向けて、条例に基づき制度を運用するための具体的な規定作りに取り組んでいます。また、市民がどのような情報を、どういった手続きで請求できるのかを分かりやすく説明するためのパンフレットも作成する予定です。

今月の特集では、そもそも情報公開とはどういった制度で、何を目指してできたものなのか。そして、留萌市の条例はどんな内容になっているのかを、制度の利用者であるみなさんとともに考えてみたいと思います。

特集 つばさ 翼をください。



留萌市情報公開条例制定

情報公開って何だ！

官官接待やカラ出張などの役所の不正・不適切な支出や「ムダな公共事業」などについて疑問や不信の声が、マス・コミなどを通じて報道されています。しかし、眞実を知ろうとしても、市民と役所との間には、目に見えない厚い壁があることに、もどかしさを感じている人もいるはずです。

「役所が何をやっているか」。

これは、だれもが関心を持つ当たり前のことです。

なぜなら、わたしたちは行政の仕事を、選挙を通じて代表者に付託し、その経費を自らの税金で賄っているのですから。その代表者（役所）が、どんな政策をどんな理由で実行し、それにはどれだけのコスト（税金）がかかり、その効果はどうなっているのか。

不正の真実を知りたいという視点ではなく、代表制民主主義というシステムで行政が運営される以上、主権者であり納税者であるわたしたちが、行政の眞の情報を「もっと知りたい」と思うのは、当然のことです。

つまり、市民には「知る権利」

があり、行政には「説明する責任（義務）」があるということ。それが情報公開の原点です。

*情報公開制度
誰もが行政機関の保有する情報を、知りたいときに知ることができるよう、「知る権利」を制度的に保障するとともに、行政機関に「情報の公開」を義務づけること。

しかし、これらの情報は、わたしたちが望むと望まないとに関わらず、おおむねは役所の判断で提供されてきたものです。

つまり、それは役所の「知らせたい」情報だったわけです。

それは、人によっては「満足のいくもの」であったかもしれませんのが、場合によっては「不満足」

紙、町内会への回覧、各種パンフレットやチラシ、告示や公報などにより、いろいろな情報が伝えられています。

それは、法的に義務づけられたり、役所の意思であつたりしますが、それにより、施策や予算、議会の内容、医療・福祉・ごみ・イベント・行事など役所のいろいろな情報を、わたしたちは知らされました。



*広い意味での情報公開
役所が持っている情報を市民に提供するすべての行為。

知られたくない情報もある

情報公開で「公開」される情報は「生情報」です。

そこには、個人の名前や他人には知られたくない「個人情報」もあるはずです。

そのため、情報公開制度には、「個人のプライバシーの保護」に

「見当違いのこと」であったかもしません。

情報公開制度は、この「不満足」や「見当違い」を、わたしたちが「知りたい」と思う情報を請求することで補う制度と言えます。

法律や条例に基づき、市民の請求により役所が文書を公開すること。

請求による情報公開の場合は、誰もが請求できるけれども、誰にでも伝わるわけではないし、その情報が、専門的で分かりにくい場合もあるでしょう。

見方を変えると、情報公開による情報の公開は、関心の高い人や専門性に特化した人に答える制度ともいえます。

そういう制度上の限界もあります。

しかし、大切なことは、公文書の公開（広い意味の情報公開）であろうと情報の提供（広い意味の情報公開）であろうと、欲しい情報が、欲している人に早く着実に伝えられることです。

情報公開と情報提供の機能・役割分担と補完作用により、情報を「社会的に共有」することこそ、情報公開制度の使命と言えます。

情報公開で「公開」される情報は「生情報」です。

そこには、個人の名前や他人には知られたくない「個人情報」もあるはずです。

そのため、情報公開制度には、「個人のプライバシーの保護」に